

様式 2

第 号

県の回答（対応状況等）

年 月 日

（ご意見標題）沖縄県職員採用における採用及び配置・登用基準について

（担当課）沖縄県総務部人事課

（ご意見要約）

地方公務員への外国籍の方の採用・登用に関し、最高裁判決を踏まえた、任命権者としての具体的な任用基準や運用の実態、及び国民主権の原理との整合性について見解を伺いたい。

（回 答）

本県における外国籍職員の採用及び配置・登用につきましては、独立した機関である沖縄県人事委員会との適切な役割分担の下、地方公務員法等の法令に基づき、以下のとおり厳格かつ適正に運用しております。

1 人事委員会での能力実証に基づく採用について

地方公務員の採用は、地方公務員法に定める「能力実証主義」の原則に基づき行われます。沖縄県人事委員会が実施する採用試験は、国籍を問わず、日本人受験者と全く同一の厳正な基準で能力及び適正の実証を行うものです。任命権者

（人事課）といたしましては、この厳正な試験を突破し、公務員として必要な能力が公に実証されて「採用候補者名簿」に登載された有為な人材の中から採用を行っております。すなわち、国籍に関わらず「優れた能力を持つ人物を厳選して採用している」のが実態となっています。（現在、外国籍職員の在籍は0名。）

2 任命権者が定める任用基準と最高裁判決との整合について

本県では「沖縄県職員の任用に関する規則」第3条の2に基づき、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には日本国籍を有する者を任用することとしております。任命権者としては、この規則及び最高裁平成17年1月26日付け判決の趣旨（いわゆる当然の法理）に基づき、県民の権利を制限し若しくは義務を課すこととなる職務や、県の施策決定に関わる管理職等の職については、日本国籍を有する職員を任用することとし、適切な人事配置を行っております。

したがって、当県の運用は、ご指摘の最高裁平成 17 年 1 月 26 日付判決において示された「公権力行使等地方公務員の職への任用を日本国民に限る措置は合理的であり合憲である」という趣旨（いわゆる当然の法理）を完全に満たしたものであり、国の見解や国民主権の原理とも完全に合致するものと認識しております。

3 今後の人事管理の基本姿勢について

本県が直面する多様な行政課題への対応や、国際観光地としての発展に向けた多様なネットワークの構築において、法令及び最高裁判決の制限に抵触しない範囲で有為な人材を適材適所に配置し、その能力を活用することは、県民サービスの向上において有益であると考えております。

今後とも、最高裁判決の趣旨及び関係法令を厳格に順守した適切な人事配置・登用管理を徹底するとともに、能力実証を経た優秀な人材を活用し、公正・公平で信頼される人事行政の推進に努めてまいります。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。